

# 浦安市犯罪被害者等支援推進計画(素案)

～市民の皆様のご意見をお寄せください～

意見募集期間

令和8年1月28日(水)～2月26日(木)

浦安市市民経済部 市民安全課

## 意見募集概要

### 1. 件名

浦安市犯罪被害者等支援推進計画（素案）

### 2. 概要

市では、浦安市犯罪被害者等支援条例を、令和7年4月1日に施行しました。ここでは、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び学校等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援のための施策の基本となる事項を定めています。そして、この浦安市犯罪被害者等支援推進計画は、市民が安心して生活することができる地域社会の実現に寄与するため、条例に基づき犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

今回、この素案についてお知らせし、皆さんから意見などを伺います。

これは、市民参加推進条例に基づく市民意見提出手続です。

### 3. 資料

- ・浦安市犯罪被害者等支援推進計画（素案）
- ・浦安市犯罪被害者等支援条例

### 4. 担当課

浦安市市民経済部市民安全課

### 5. 募集期間

令和8年1月28日（水曜日）～同年2月26日（木曜日）

### 6. 資料の閲覧

市ホームページ、市公式YouTube、情報公開室（市役所10階）、市民安全課（市役所3階）、各駅前行政サービスセンター、中央図書館、各分館でご覧になれます。

### 7. 提出方法

令和8年2月26日（消印有効）までに、以下の方法により提出。

直接提出 書面にまとめたものを市民安全課へ

郵便

ハガキまたは封書で、〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市役所市民経済部市民安全課へ

FAX・Eメール

タイトルを「浦安市犯罪被害者等支援推進計画（素案）」とし、FAX 047-351-8600、

メール [shiminanzen@city.urayasu.lg.jp](mailto:shiminanzen@city.urayasu.lg.jp) へ

匿名の意見は受け付けませんので、必ず氏名と住所（団体の場合は、団体の所在地・名称・代表者氏名）を記入してください。

また、提出された意見などに個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見などの内容と意見に対する市の考えをホームページなどで公表します